

令和4年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和4年3月25日							
招集場所	野洲市役所議場							
応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介						
	3番 石川 恵美	4番 村田 弘行						
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二						
	7番 益川 教智	8番 東郷 克己						
	9番 服部 嘉雄	10番 奥山文市郎						
	11番 山崎 有子	12番 山本 剛						
	13番 鈴木 市朗	14番 山崎 敦志						
	15番 橋 俊明	16番 岩井智恵子						
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏						
不応招議員	なし							
出席議員	応招議員に同じ							
欠席議員	なし							

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悅男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明	市立野洲病院事務部長	市木 不二男
総務部長	川端 美香	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了惠
教育部長	吉川 武克	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	辻 昭典
総務課長	井狩 勝		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第2号から議第11号まで及び議第17号から議第33号まで  
(令和4年度野洲市一般会計予算 他26件)

各常任委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

## 追加議事日程

第1 議第37号から議第40号まで

(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第13号) 他3件)  
提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 決議第2号

(野洲駅前Bブロックでの野洲市民病院整備事業早期再開についての  
決議(案))  
提出理由説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長(荒川泰宏君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道機関の方が来られていますので、録画、録音、写真等を許可いたしますので、申し添えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、3月9日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

ここで、鈴木議員より発言を求められていますので、これを許します。

鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 皆さん、こんにちは。

去る令和4年3月9日の本会議で、子どもの貧困についての一般質問の中での私の発言で、「日本国憲法が昭和55年5月に施行されています」と発言しましたが、「昭和22年5月」の誤りでございます。また、「そのときと同時に教育基本法が制定されています」と発言しましたが、「その年と同年に教育基本法が制定されています」の誤りです。それぞれ訂正させていただきます。

誠に申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、市長より発言を求められていますので、これを許します。

栢木市長。

○市長（栢木進君） 議長から発言のお許しをいただきましたので、去る3月9日の益川議員の一般質問に対する答弁について、私から訂正をさせていただきます。

3月9日の本会議当日、市木病院事務部長が「地域医療連携推進法人湖南メディカル・コンソーシアムには令和3年6月17日に加入を表明している」と答弁いたしました。そして、その後のやり取りの中で、私が手続を無視し、独断で野洲病院を当該コンソーシアムに加入させたという結論で一般質問を終えられてしまいました。私はその結論について全く不本意であると感じておりましたが、あの場では一部記憶が曖昧なところもありましたので、答弁を訂正する用意が整わないまま会議が終了となったところでございます。

しかし、その後、自室に戻り、記憶をたどって経過を整理したところ、一部事実でない内容がありましたことから、直ちに会派代表者会議でもご説明させていただき、本日、発言の機会を与えていただいたところでございます。

以下、一連の経過等について少し丁寧にご説明させていただきます。私が令和3年6月17日に氏名を自署した書類は表明・確約書であります。この書類は、当該コンソーシアムに加入しようとする法人が暴力団やいわゆる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約するもので、加入後、当該コンソーシアムから滋賀県知事に進達される様式として厚労省通知に規定されているものです。よって、部長が答弁の中で令和3年6月17日に加盟を表明したというのは誤りで、暴力団等ではないということを表明したものでございます。その書類は、見えないとは思うんですけども、この書類でございます。ここに暴力団、右に反社というのがあって、これに対して違いますということの表明・確約書でございます。

ところが、コンソーシアムではこれまで、民間医療法人の加入手続及び他の連携推進法

人における運用方法に倣って、この表明・確約書の提出をもって加入の申出があったものと認める運用をしておられまして、今回の野洲病院の場合においても同様の取扱いがなされようとしておりました。しかしながら、当時の私としては、加入に当たっては当然決裁行為が必要であると認識しておりましたので、コンソーシアムに対しては加入申し込みのための書類を頂きたいということと内部の決裁が必要だから時間がかかるということをお伝えした記憶があり、これは間違いございません。

また、そういう認識があったため、6月25日に病院事務部からコンソーシアム加入について懸念がある旨の報告があった際も、では、しばらくそのままにしてほしいと指示をいたしました。ただ、表明・確約書につきましては、その文面のとおり解釈し、コンソーシアム側の運用に関わらず、市としては正式な協議に入る前に提出しておくべき書類だと主体的に判断いたしました。そして、市や市立野洲病院が暴力団に該当しないことは言うまでもないことから、これは代表者である私個人の信条について記す書類と解釈したものであり、決裁行為を要しないと見て、6月17日に、それ以前にコンソーシアムから預かっていた表明・確約書に署名押印し、郵送しました。

なお、郵送の際、コンソーシアムに電話をかけまして送付の旨を連絡しましたが、このときに、先ほど申し上げた加入に当たっては稟議が必要ですとお伝えしたことを記憶しております。繰り返し申し上げますが、当時の私としては、協議前の段取りはしたが、正式な加入はまだこれからであり、それには別の申請と、そのため協議や合意形成が必要であると認識していたことに間違いはございません。

一方で、私から表明・確約書の提出を受けた当該コンソーシアムにおきましては、先ほど申し上げた当該コンソーシアムとしての通常の運用がなされてしまい、市立野洲病院が加入を申し入れたものとして処理されました。そして、参加法人名簿に登載され、ホームページにも掲載されたという次第です。表明・確約書送付後は、コンソーシアムからは加入済み通知など何の連絡もありませんでしたので、既に加入しているとかホームページにも掲載されているとか、全く存じておりませんでした。そして、去る3月9日の一般質問のやり取りを聞いて手続にそごがあると認識いたしましたので、当該コンソーシアムに加入したことになっているのであればこれを取り消すよう求めたところ、先方もそごがあつたと認めていただき、加入者名簿から削除されることを伺っております。

以上が一連の経過ですが、私としましては、ただ1点、表明・確約書を私個人の信条について記す書類として自ら作成して送付した後、関係職員との情報共有や確認を怠ったこ

とにより、このように議員の皆様や関係者の方々にもご迷惑をおかけしたところであり、それについておわびを申し上げる次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

なお、先日の答弁は市木部長が申し上げたものですが、今回、答弁を訂正するに至った要因は、繰り返しますが、私が十分な確認を怠ったことによるものでございます。したがいまして、市木部長が自身で答弁を訂正するのではなく、私からおわびとともに訂正させていただくべきと判断いたしたものでございます。

以上でございます。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第6番、津村俊二議員、第7番、益川教智議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君）　日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第2号から議第11号まで及び議第17号から議第33号まで、令和4年度野洲市一般会計予算他26件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、稻垣誠亮議員。

○17番（稻垣誠亮君）　第17番、稻垣誠亮です。

去る3月4日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月11日に総務常任委員会・文教福祉常任委員会・環境経済建設常任委員会連合審査会、続いて、総務常任委員会・環境経済建設常任委員会連合審査会、また、総務常任委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、総務常任委員会・文教福祉常任委員会・環境経済建設常任委員会連合審査会において、議第29号野洲市使用料条例等の一部を改正する条例を審査いたしました。

委員からの「通学バスの使用料だが、分村合併の約束で吉川・菖蒲地域から中主小学校までが遠いということで、合併時の約束として通学バスを設置することを条件に合併に同意されているという経過があり、受益者負担を相応にするという考え方とは異なる使用料であると思うが、それを充分ご承知、勘案されての値上げ提案なのか」との質疑に対し、「通園通学バスにつきましては、今回50%値上げさせていただいているが、上げてもま

だこの料金はかなり低いと認識している。最低限を頂かないと維持が難しくなると考えている」との答弁がありました。

また、委員からの「値上げに関して影響の及ぶ市民の方々へ説明を尽くしていただきたいといけないと思うが、その予定は」との質疑に対し、「使用料・手数料単独で説明会を予定していない。パブリックコメントもそうだが、市民に直接ご負担いただくものを直接市民にお聞きしてもまとめるのは難しく、市民の代表から成る議員に審議いただき、料金を決定していきたい。ただ、行財政改革推進プランの中に使用料、手数料が含まれているので、改正に至った経緯や考え方はプラン全体の説明の中で丁寧に説明していきたい」との答弁がありました。

また、委員からの「多くの施設で値上げを考えられているが、市民負担の増加、サービスは財政確保にはつながらず、町の活気が減り、若者や子育て世代に魅力のない町になりかねないのではないかと思うが、その見解は」との質疑に対し、「通常は近隣市の例では3年から5年の間に使用料・手数料は常に見直している。しばらくの間、野洲については一的な改革ができていなかったので、今回一斉の見直しとなっているが、原価に対する充足率が低いものについては値上げの形で示させていただいており、持続可能な行財政運営をするということイコール市民へのサービス維持という考え方に基づいている」との答弁がありました。

また、委員からの「行財政改革の一環で理解はしているが、市民だけに負担を強いて、主体的に特別職、あと、判断の難しいところではあるが、一般職、報酬、給与には手をつけていないのはどうか」との質疑に対し、「超勤の見直しや施設を見直すことで、結果として人件費を減らすということを掲げている。今回、市民負担という意味では、本来原価である費用以下の負担をいただくことは、利用されない方の税金を使わせてもらっているということであるから、受益者負担、公益性を確保することで、持続可能で住みやすいまちにする」との答弁がありました。

なお、この後招集された総務常任委員会において、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第29号については、採決の結果、賛成少数により、原案は否決とすべきものと決しました。

次に、総務常任委員会・環境経済建設常任委員会連合審査会において、議第30号野洲市手数料条例の一部を改正する条例を審査いたしました。

委員からの「家庭系ごみの値上げが2割、事業系廃棄物の処分10キロが2割行ってい

ないが、同じように値上げはされなかつたのか」との質疑に対し、「廃棄物減量等審議会で家庭系ごみは20%、事業系ごみは60%で負担率を設定されている。家庭系の直接搬入は設定より下回っているので、近隣とのバランスを取り、120円という答申をいただいた。事業系についても設定を下回っており、近隣とのバランス、コロナ禍の時期でもあり、本来の設定額については考慮していくということで、230円の答申をいただいている」との答弁がありました。

また、委員からの「家庭系の土砂・瓦礫の値上げ率が結構高いように思うが、その理由は」との質疑に対し、「本来負担率家庭系20%で算定すると1,070円になる。激変緩和措置で1.5倍の190円という設定になる。今後、本来の負担率に向けて検討していきたい」との答弁がありました。

なお、この後招集された総務常任委員会において、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第30号については、採決の結果、賛成少数により、原案は否決すべきものと決しました。

次に、議第17号野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第17号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例を審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第19号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を審査いたしました。

委員からの「任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと、その他これに準ずる事実を申し出たときとあるが、その他これに準ずる事実とは具体的にどういうことが想定されるのか」との質疑に対し、「特別養子縁組、養子縁組里親及び養育里親が挙げられる」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

よって、議第20号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議第21号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第21号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第22号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の一部を改正する条例を審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第27号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第28号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務常任委員会において、「閉会中の継続審査又は調査に付すべき事件」について、委員から「市立野洲病院の現地調査」について所管事務調査の提案があり、調査内容、調査期間等について以下のとおりです。

所管事務調査事項は「市立野洲病院の老朽化に伴う修繕箇所の確認」及び「医療行為等への支障の有無について」とし、調査目的では、「市立野洲病院の老朽化に伴う修繕箇所を実態調査することによる現状把握と病院経営及び医療行為等への支障の有無について調査するため」とするものです。また、その方法は、「市立野洲病院現地において老朽化している修繕箇所を確認調査し、現場の状況や課題について病院職員から聞き取りを行う」としています。ただし、1点、「新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら判断する」とさせていただいております。最後に、期間は「令和4年6月定例会開会日」までとあります。

以上の内容について、議長にその旨を申し出たところです。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果及び閉会中の継続審査または調査に付すべき事件に関する協議結果の報告といたします。

以上でございます。

(「議長、発言を求めることがあります」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） しばらくお待ちください。

これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「質疑をやるの。発言は」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

(午後1時24分 休憩)

(午後1時27分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

再度申し上げます。

これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、岩井智恵子議員。

○16番（岩井智恵子君） 文教福祉常任委員会の審査報告をいたします。第16番、岩井智恵子でございます。

去る3月4日、本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第23号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審査いたしました。委員からの「均等割額は約2,000円下がっているが、全体として増額あるいは減額になるのか」との質疑に対し、「全般的な税率は令和3年度よりも下げる内容で上程している」との答弁がありました。

議第23号では委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第23号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について審査いたしましたが、質疑、委員間討議はありませんでした。

よって、議第24号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業について）審査をいたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第32号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、山崎敦志議員。

○14番（山崎敦志君） 環境経済建設常任委員会委員長報告を行います。第14番、山崎敦志。

去る3月4日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月15日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、本委員会では、付託を受けた議第18号野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第18号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしましたが、質疑、委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第 25 号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 26 号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第 26 号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 31 号名神高速道路跨道橋（里原橋）の撤去工事に係る協定の変更について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第 31 号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 33 号第 2 次野洲市環境基本計画の改訂について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「SDGs が 2030 年のゴールを目指しているが、第 2 次野洲市環境基本計画は何年までの計画か」との質疑に対し、「2026 年、令和 8 年度までの 10 年間を計画目標としている」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第 33 号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告であります。

○議長（荒川泰宏君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第 8 番、東郷克己議員。

○8 番（東郷克己君） 予算常任委員会における審査結果の報告をいたします。第 8 番、東郷克己でございます。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査す

るため、3月11日、14日、15日に各分科会を、また、23日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第2号令和4年度野洲市一般会計予算、議第3号令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第4号令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第5号令和4年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第6号令和4年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第7号令和4年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第8号令和4年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第9号令和4年度野洲市水道事業会計予算、議第10号令和4年度野洲市下水道事業会計予算、議第11号令和4年度野洲市病院事業会計予算、以上10議案を議題として、3月23日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました令和4年度予算案について、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第2号野洲市一般会計予算について、総務分科会会长報告では、総務費で委員からの「ふるさと納税推進業務委託料の業務は、返礼品を流通ルートに乗せる物販の流通のみか、それともPRもしているのか」との質疑に対し、「JTBへの委託であり、ふるさと納税サイトの情報伝達から事業者への配送情報の連絡、配送業者への配送依頼、そして、返礼品の配送後には寄附金証明書の発行、また、苦情等の処理も全てJTBで行っている。JTBからは、ノウハウを生かした商品のPRや返礼品の新規登録に関するアドバイスもいただいている」との答弁の報告がありました。

次に、衛生費で、委員から、「市立病院整備推進事業費で病院事業会計の繰出金3億4,800万円余りの3条予算と4条予算の内訳は」との質疑に対し、「医業収益分は、救急医療に要する経費、また、保健衛生行政事務に関する経費ほかで1億5,044万4,000円、また、他会計負担金として、病院事業債の利息分50%分として156万2,000円、また、他会計の補助金として、基礎年金拠出金に係る公的負担に関する経費や共済の追加負担に要する経費、児童手当に要する経費ほか合わせて9,437万9,000円であり、合計で3条の病院事業収益分は2億4,638万5,000円となる。4条の資本的収入分は、元金の償還金を負担金として8,095万3,000円、他会計出資金として2,158万円で、建設改良費の50%である」との答弁の報告がありました。

文教福祉分科会会长報告では、委員からの「介護分野重層的支援体制整備事業費について、制度が変わるとときに不具合が起こりやすいが、その対応は」、また、「小地域ふれあいサロンの支援について内容の充実とは何か」との質疑に対し、「介護分野重層的支援体制整

備事業は、従来は介護保険事業特別会計に係る事業費予算を一般会計の社会福祉費のもとに集約するものである。また、小地域ふれあいサロンの補助金の充実では、参加人数5人でも20人でも1回当たり5,000円の補助である。開催回数や参加人数が多いサロンに対し多く補助ができるよう補助要綱を改正するものである」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「余熱利用施設管理運営費について、PFI業務委託料が約6,700万円、運営業務モニタリング業務委託料が約1,100万円で、モニタリング業務委託料の割合が多いが、モニタリングの効果は出ているのか」との質疑に対し、「月報の確認、事業提案内容が要求水準どおり実施されているか等、専門分野の業務であるため委託している。内容を精査し要求が満たされていない場合は、モニタリング会社から指摘があり、改善を求めている」との答弁がありました。

環境経済建設分科会会長報告では、委員からの「基幹水利施設管理事業費について前年度比354万3,000円マイナスになった理由と、商工振興事業費についても前年度比1,872万9,000円マイナスになった要因は」との質疑に対し、「基幹水利施設管理事業費については、令和3年度において、石部頭首工演算処理装置が故障したことによる修繕を行ったためによるものであり、今年度はその修繕がないことが理由である。商工振興事業費については、野洲市工業振興助成金を例年は5,000万ずつ支払いしていたが、令和4年度が支払い最終年であり、3,073万円が最終額となり、その差額分が主な要因である」との答弁の報告がありました。

委員からの「公営住宅整備事業費について、永原第2団地の建て替えにより何戸が入居できるのか。今まで住んでいた方は戻ってこられるのか」との質疑に対し、「今年度解体した旧棟が16戸に対し、新しく整備する棟は25戸である。階数も4階から5階に階数を上げて整備する。従来9戸居住されており、全て移転いただき、そのうちの5戸の方が建て替え後の団地に戻りたいとの意向を示しておられるため、優先的に住戸を確保させていただく」との答弁の報告がありました。

続いて、議第3号令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について審査いたしました。

委員からの「特定健康診査等事業費の糖尿病重症化予防指導等事業について、募集人数を30名となっているが、保健指導を受ける方が30名と理解していいのか」との質疑に対し、「参加者の募集に当たっては、主治医の推薦や自ら受診したいという意思のもとで参

加者を決定する。その人数が 30 名である」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第 4 号令和 4 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算における歳出及び関係する歳入について審査いたしました。

委員からの「単身世帯年収 200 万円以上、複数世帯年収 320 万円以上の世帯は窓口負担が 1 割から 2 割に引上げられるが、野洲市では何人が対象となるのか」との質疑に対し、「2 割負担となる方は全国で 20 % と推計されている。滋賀県では約 23 % で、野洲市での対象者は約 1,600 人と後期高齢者医療広域連合から聞いている」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第 5 号令和 4 年度野洲市介護保険事業特別会計予算における歳出及び関係する歳入について審査いたしました。

委員からの「介護保険料の滞納繰越金が 100 万円計上されている。減額や相談制度等がある中で、どのような理由で滞納されているのか」との質疑に対し、「コロナ禍の関係で収入減となり、減免や分納など相談で対応している」との答弁の報告を受けました。

議第 6 号令和 4 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第 7 号令和 4 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第 8 号令和 4 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算及び議第 9 号令和 4 年度野洲市水道事業会計予算における歳出及び関係する歳入について審査いたしましたが、特に質疑はありませんでしたとの報告を受けました。

次に、議第 10 号令和 4 年度野洲市下水道事業会計予算における歳出及び関係する歳入について審査いたしました。

委員からの「水道事業の給水戸数は 2 万 843 戸であり、下水道事業の排水戸数が 2 万 2,097 戸となっている。上下水道の差があるのはなぜか」との質疑に対し、「水道については、事業認可により、守山市や近江八幡市の区域は含んではいけないことになっているが、下水道は流域下水道の区域として、小浜、篠原駅前など構造的に野洲市の下水道本管に入れたほうがよい区域があるため、その区域を含むことから、下水道の戸数のほうが増えている」との答弁の報告を受けました。

次に、議第 11 号令和 4 年度野洲市病院事業会計予算における歳出及び関係する歳入について審査いたしました。

委員からの「市立野洲病院の職員について、市役所の職員に支給されている地域手当に係る調整手当が病院職員の給料規程にはないと聞いた。同じ市の職員でありながら整合性が取れていないことに対する認識はどうか。また市立野洲病院の職員はラスパイレス指数

のカウントは入っているのか」との質疑に対し、「市立野洲病院を開院するに当たり、将来の独立行政法人化を見据えて、独自給料表で平均賃金をはじき出して設定をしている。そのため、一般的な公立病院にないものを手当に設定しているものもあり、総合的な判断で部分的な整合は特に評価していない。また、ラスパイレス指数の対象職員として病院事業職員は含まれていないと理解している」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「報償費で450万円の顧問税理士委任契約料とある。市立病院になれば消費税以外納税義務がないが、顧問税理士に委任する理由は」との質疑に対し、「市立野洲病院になるとき、御上会からの譲渡資産との経理の整合を取るため専門家の指導やチェックを受けている。また、併せて経理担当者の力量を上げるために」との答弁の報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算について、委員間の討議を行いました。

委員から、「令和4年度一般会計予算に重要課題である病院整備関連予算が計上されていないことが問題である。議会側が予算を追加する修正は認められていないことから、必要な予算が計上されていない令和4年度一般会計予算を認めることができるのかということを考えていただきたい」との意見に対し、他の委員からは、「病院整備課は12月には積算した予算を要求したが、市長が熟考されている中で予算が凍結され、東館の耐震予算のみ計上されている。病院整備事業特別委員会で、欠席委員はあったが、出席委員の中で過半数を超える委員が早急にBブロックでの病院整備をとの意見であった。Bブロックでの整備を含めた熟考であれば、必要な予算を計上すべきである」との意見がありました。

また、他の委員から、「新年度に臨時会を開催してでも補正予算を計上するのであれば、条件付きで今日の予算委員会は賛成させていただく。ただし、明日午後5時15分までに意思を明確にしていただき、その結果により一般会計予算について態度表明していきたい」との意見がありました。

また、他の委員から、「駅前で建設するとなれば補正対応すればよい。現段階では、白紙で方針が決まらない中では予算計上しないことが常道である」との意見に対し、他の委員から、「副市長を新しく迎え、完成度の高い予算を提案することが現実的である」との意見がありました。

また、他の委員からは、「首長が根拠と期限を示さずに熟考ということで重要課題を先送りすることについて、議会のあり方として認められるとお考えか」との討議に対し、「妥当であると考えている」と意見があり、他の委員からは、「緊急的にやむを得ない措置と考え

る」との意見がありました。

また、他の委員から、「病院整備が市長の独断で熟考の状態、また、地域医療連携推進法人への加入についての説明がない。市政の私物化とみなされてもおかしくない状態である。異常な状態で提案される一般会計予算に賛成することはできない」との意見がありました。

他の委員から、「病院整備については意見が二分するところであるが、それ以前に、令和4年度一般会計予算については、4月1日から始まる市民生活、福祉の向上に向けた予算であり、これを否定することは市民生活が止まってしまう。市民生活は守るべきであり、一般会計予算に賛成する」との意見に対し、「反対する委員の中に市民生活に影響を及ぼしたいと思っている委員は一人もいない。義務的経費は執行できるので、そうせざるを得ない状況であるということをご理解いただく必要がある」との意見がありました。他の委員から、「昨年度の予算常任委員会で一般会計予算を否決し、市民生活を考慮し、本会議では最終的に可決になった。こうした経験を踏まえれば、今回予算計上されていないことは大きな過ちである」との意見がありました。

最後に、採決について、議第3号及び議第6号から議第10号までの6議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第2号、議第4号、議第5号及び議第11号の4議案については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第2号から議第11号まで及び議第17号から議第33号まで、令和4年度野洲市一般会計予算他26件について、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

まず、議第2号について、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

議第2号令和4年度野洲市一般会計予算（第1号）原案に対して、反対で討論をさせていただきます。

年が明けてから、野洲市はまた混沌とした状態になっております。それは、最大会派の

市長案に対する反対の要望書から始まり、そこからの市長の熟考宣言、そして、今に至っております。この一般会計予算では、市の最重要課題とずっと位置づけて取り組んでこられた病院整備に関する予算が上がっておりません。これはどういうことでしょうか。

これまで、情報を得たり、質疑、一般質問、いろんな中で分かってきたことがあります。それは、非常に独善的で不明瞭な現栢木市長の意思決定の実態であると感じております。委員会でも述べましたが、中身も期限もなく自ら提案し予算をつけて進めてきたBプロジェクト案を熟考のもとに凍結していること、計画はできており、段取りもできているのに、実施できる次のステップに進んでいないこと、そもそもこれは大いなる矛盾であると感じております。また、市民の方々への説明は、議会の理解を得られない、これが一番前に出ておりました。むしろそれが全てと言っても過言ではないような書き方をされておりました。

そこで、有志議員が過半数にて、駅前病院を早急に進める、それに協力するというような要望を出しました。本来であれば、これで課題は一定解決できた、そして、市長も腹を決めて進んでいただけるかと思いましたけれども、まだ熟考が続いております。このような運営が許されていいのか、非常に遺憾に思っております。

市行政はワンマンオーナーの民間企業ではございません。委員会にて稻垣議員があくまで推論としておっしゃったように、シナリオが決まっているのであれば、きちんと公開の場でオープンに議論していかないといけないことがあります。これは行政の運営にとっても議会の意味合いについても当たり前のこと。さらには、直近の全員協議会でも、まだ場所も決まっておらず、南口整備構想の中で位置づけられているにもかかわらず、熟考という状態。にもかかわらず、企画調整から所管の部署に移管される。「決まっているのは早急に病院整備をするということだ。だからやるんだ」とおっしゃいました。その言葉だけが今走っている状態です。しかも、この早急の定義も、これ、ずっと早急と言っております。就任されたときから早急。病院の必要性は何年も前からもう結果が出ております。本当にちょっと客観的に誰が見てもおかしな状態になっているのではないかと危惧しております。

議会は議会として役割を果たさなければなりません。自治の一翼として、首長の追認機関というような前時代的なそんな議会になってはいけません。予算の権利を持たない、提案権を持たない議会であるがゆえに、出てこないと修正もできない。市民生活を守るために予算を通す。では、当初予算は必ず通さないといけないものなんでしょうか。何のために我々は審査をしているのか。市政をチェックしてまちづくりを進めていくには、本当に

おかしなことを一つひとつ正していくって正常化していかないといけない、そのように思っています。のために暫定予算、そういった仕組みがあると私は思っております。

以上いろいろと言いましたけれども、こういった重要課題が入っていない案をそのまま通すということが議会の責任においてどうなのか、我々の役割は何なのかということをぜひ皆さんによく考えていただいて採決に臨んでいただきたい、そのように思います。

以上、討論を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第17番、稻垣誠亮議員。

○17番（稻垣誠亮君） 創政会、稻垣でございます。

令和4年度の一般会計予算案について、創政会は市長与党の総意として賛成します。並びに、予算を執行する市長及び新執行部を全面的に支援していくことを会派内会議で改めて全会一致で確認したところであります。

歳入において、法人税及び固定資産税の増収が見込まれ、また、高級化粧品を盛り込んだふるさと納税における寄附が前年度当初予算比6億9,000万円増の7億円が見込まれます。歳出においては、厳しい財政の中、扶助費が適正に確保されています。投資的経費においても、令和7年度に開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の競技会場、バスケットボール、卓球に決定された市総合体育館について、大規模改修工事、施設の老朽化及び耐震化の対策、施設の狭隘化の解消を要する新発達支援センター新築等工事、中主小学校校舎改築・大規模改修工事が適正に確保されています。以上が主たる理由であります。

以下は個人の見解ではありますが、思い、感性によるもので、理解していただきたいと思います。

市民から信頼され頼りにされている中核的医療機関へ生まれ変わることを願う市立病院の建て替えにおいては、市長の意思形成過程の中であり、当初予算案に病院整備事業費を盛り込みず、次期補正予算において計上することは評価できると考えます。その理由ですが、当職の行動もシンプルで、市民の健康的生活・公衆衛生を維持する上で重要な野洲市民病院の立地場所については、約10年間、個別具体的に人が集いにぎわいを生み出す新野洲市としての一体感を生み出す野洲駅南口以外とする選挙公約を掲げ、市民の代理人として議場に派遣されてきています。それを常に執行部に端的に求めているだけであります。

しかしながら、先日来、南口以外を推進したい。私のこれはもう全て個人的な考え、思いです。市長と病院長、部長級の間で、病院整備・運営に関して答弁が異なる状況が続い

ていることから、危機的状況であるとして、これは比喩表現であり哲学的な意味もあり、内心は他者には分からぬと思いますが、これまで内閣改造を申し上げてきました。市長の中で熟考中、これも一部の方は言葉を額面どおりに取りますが、私が理解するに、これは意思形成過程のことであると思います。既に完成されつつある新野洲市民病院プロジェクトの市長申請を十分実行できるよう、本件、令和4年度予算執行後の補正予算をも執行することになる。新内閣の令和4年度人事異動内示、また、市民病院整備課の再編、これも当職は個人的に、総体的に同課の解体を意味するものと感じていますが、市長の申請に対しては、合理的であり、一步前進したものであると思料いたします。大将である市長を支えていきたいと当職は考えています。

しかしながら、市長に対して1点のみ建設的な苦言を申し上げたいと思いますので、どうかお聞きいただきたいと思います。

リーダーとしての決断には様々な要素が必要であることは、当職も十分は理解はしています。ただ、今回の内閣の不一致については、部分的に市長にも責任の一端があることもご理解いただきたいと思います。Bブロックへの方向転換を1度表明し、市長が任命されました副市長、担当部長、市民病院整備課以下が、Aブロックが消失した中、市長を信じて予算を執行し、心血注いで野洲市民病院整備基本計画策定支援業務委託を完成させています。職員は駒ではなく、生きた人間であります。急な方向転換に対して、理論上としては、長たる市長に従い業務を行うのは当然のことではあるとは思いますが、道義上は、納得いかない深い感情が発生したのも事実であると思います。その結果をもって、内閣不一致も理解できないわけではありません。仮に私も当事者に置かれたら、どのように行動できたか分からぬところもあります。

まだまだ私は若輩の身でありながら、あえて申し上げたいと思います。当時の判断の甘さと現内閣の一員の気持ちを十分にお酌み取りいただき、令和4年度に関しては、それらを上回る功績を上げることにより恩返しして、心の中でわびていただきたいと思うのが正直な気持ちであります。

以上、野洲駅南口以外における病院整備補正予算に連動している令和4年度一般会計予算について賛成いたします。

以上です。

(「議長、暫時休憩を求める」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩。

(午後2時07分 休憩)

(午後2時08分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、小菅康子です。

議第2号令和4年度野洲市一般会計予算案について、反対討論を行います。

提案されています一般会計予算は244億3,000万円で、合併後最高の予算額となっています。中主及び北野小学校の大規模改修事業や総合体育館の大規模改修工事などで、予算が大きくなっています。一方で、今、この3年間にわたる新型コロナウイルス感染の中で、市民の暮らしや営業は大変です。このようなときに市民に寄り添う行財政を進めるのが行政の責任です。確かに予算案では、今年10月から子どもの通院医療費を小学校6年生まで助成することや学校校舎の整備など、必要なものを盛り込まっていることは評価いたします。しかし、予算全体を見た場合、負担強化とサービス後退が目白押しです。

1点目に、現在、野洲市の最大の行政課題となっています野洲市民病院の建設について、当初予算では盛り込んでいないことです。今議会でも、議案質疑、代表質問、一般質問で多くの議員が質問しましたが、これまで新病院問題は、市長の整備方針が二転三転し、市長自身が駅前Bロックと決めたにもかかわらず、これを熟考するとして凍結し、ストップしています。これに対して、市民や守山野洲医師会の皆さんから強い批判や早期建設の声が寄せられています。これは市長のBロック方針に基づいて鋭意仕事を進めてきた職員さんの努力を無にするもので、それどころか否定するものであります。

この令和4年度の当初予算提案に当たり、新病院の整備を進める予算でないことを認めることはできません。改めて、市長には熟考を解いて建設推進の立場に立たれることを求めます。

2点目に、コロナ禍、いまだに暮らし改善されていないにもかかわらず、1年間課税を見送った都市計画税について、歳入で3億5,000万円見込んでいます。暮らしの大変な世帯であろうがなかろうが、このような課税を行うことは認められません。この件では、市内の自治会からも課税しないことを求める要望書が提出されています。このような声に応えるべきだと思います。

また、使用料・手数料条例の改正が今議会で提案されていますが、行財政改革の一環として一連の使用料・手数料を改正しようとするものです。改正理由では、危機的財政であ

るから、また、他市に比べてこれまでが安かったからとしておられます、そもそもこれまでが安かったからというのは、市民の暮らしを守るべき行政の発想ではありません。同時に、行財政改革推進プランに基づく使用料・手数料の改正ですが、私は、大本の行財政改革推進プランそのものが議会でも本格的な議論がされないままで使用料・手数料の改正がされ、市民負担の強化をされることには認められません。

3点目に、令和3年度から保育園の待機児童解消を理由に小規模保育事業を実施されました、令和4年度予算でも新たに2園の整備を進めるとされています。これは、前市政のもとでは、認可保育園の整備と保育士の確保で待機児童の解消するのが方針でした。ところが、現市政になって小規模保育事業の導入をされました。私は、公的保育の責任の問題から、また、保育基準の緩和の問題から、あくまで認可保育所の整備を求めてきましたが、本予算案において新たに2園の整備を進めることには同意できません。

以上、本予算は市民に寄り添い暮らしと営業を守るものになっておらず、反対するものです。市長におかれましては、この指摘を受け止めていただき、市民本位の行財政を進められることをお願いし、反対討論といたします。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩。

(午後2時14分 休憩)

(午後2時14分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第7番、益川教智議員。

○7番（益川教智君） 第7番、益川教智です。

議第2号令和4年度野洲市一般会計予算に対して、反対の立場で討論いたします。

野洲市において喫緊の課題である病院整備事業が凍結され、はや2か月以上が経過しております。また、次年度の病院事業会計の予算においても、予定されていた病院整備についての予算というものが計上されておりません。これは先の一般質問でも言及いたしましたが、病院の問題のみならず駅南口全体の整備の停滞を意味しており、ひいては野洲市全体の発展が妨げられております。そして、その原因が、市の発展に尽くすべき市長の突然の熟考であります。

さらに、4月1日より組織改編として市民病院整備課を廃止、地域医療政策課を新設し、その中に市民病院担当として置くこととされました。市長の熟考により病院整備事業が凍

結されており全く方針が示されていない中で、このような変更は市の方針として病院整備事業の優先度の格下げを意味するものであり、到底理解できるものではありません。

また、先ほど釈明されましたが、先日の一般質問の中で、市立野洲病院の地域医療連携推進法人への加入について、病院の事業計画や財産処分などについて法人から事前に意見を求める必要があるとの規定があることや運営方針について考え方の相違があるなど、公立病院としての加入に担当課や院長が疑問があり、否定的な考えを示していたにもかかわらず、市長は決裁や合議などの行政的な手続を著しく無視した形で独断で加入手続を行ってきたことが明らかになりました。

さらに、先ほどの釈明を受けましたけれども、情報公開請求において入手いたしました資料によると、当該法人が担当課への説明の際、市長から加入の意向を聞き、申し込みのための説明に伺ったこと、また、市長から病院整備の方向性を同法人に教示を求められていること、さらに、市長が病院院長の意向に関わらず加入の意思を示されていることと法人から説明があったとされています。また、当該法人が本署名をもって加入の申し込みと運用しているのであれば、書類交付の際にその説明があったと考えるのが当然であります。

さらに、市木部長の答弁の中で、この件に関して把握したのは1月31日であり、市長自身からその旨を聞いたとの発言がありました。ここから、市長が加入の意思を持って先ほど示された書面を提出され、自身が認識されていたことは明らかであります。

以上のことから、現状はもはや市長による市政の私物化と言わざるを得ない状況であり、そのような中、義務的経費の執行は可能とはいえ、市民への影響や職員の負担などを勘案したとしても、次年度の市の大きな方向性を定める予算を認めることはできません。

以上をもって反対討論とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第15番、橋俊明議員。

○15番（橋 俊明君） 第15番、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております令和4年度野洲市一般会計予算につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

令和4年度野洲市一般会計予算につきましては、最大の争点は新病院整備の取扱いであります。こうしたことから、一昨日の予算常任委員会におきまして、私は令和4年度の早々に臨時会を開催し、市民病院整備に対する予算を計上することの条件を提示し、その条件が満たされたらならということで一般会計予算案に賛成したところでございます。一昨日の夕方に栢木市長より、臨時会を開催して予算案を提案する心積もりがあると伝えられま

した。それ以上の発言はお互いにありませんでした。

しかしながら、私どもが目指すのは、代表質問並びに一般質問でも一貫して明言していました。また、この決議でもありますとおり、野洲駅前Bブロックでの一日も早い病院整備であります。これまでの病院整備特別委員会、また、守山野洲医師会等への出前懇談会の内容、さらに、今議会の答弁内容、またさらに、昨日発表されました病院整備に対する機構改革を事細かに分析し総括いたしますと、駅前Bブロックにおいての新病院整備は選択されないものと私は結論に至りました。

したがいまして、私どもの意図する病院整備の方向とは異なるものと判断せざるを得ないことから、令和4年度一般会計予算には反対するものであります。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第4号、議第5号、議第22号について、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、小菅康子です。

議第4号令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算の原案に対して、反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保から切り離し、別建ての保険制度としています。今年10月から、単身世帯200万円以上、夫婦世帯320万円以上の世帯に窓口2割負担が導入されます。収入が限られ、病気やけがの頻度が高い高齢者にとって、1割負担も決して軽くありません。今でも経済的理由で受診をためらう高齢者が少なくない中で、2倍化による深刻な影響は計り知れません。今後、2割負担になる対象世帯が拡大される危険もあります。

昨年6月3日の参議院厚生労働委員会での法案の採決に対して、窓口負担の見直しが後期高齢者の受診に与える影響を把握することという付帯決議がされています。2割負担を決めた国会でも、受診控えが起きないか懸念しています。受診控えは、結果、重症患者が増えることにつながり、医療費を増大させることにつながりかねません。これまで頑張って生きてこられた高齢の方々が安心して医療が受けられる制度にすべきであることから、後期高齢者医療特別会計予算に対し、反対討論といたします。

次に、議第5号令和4年度野洲市介護保険特別会計予算に対して、反対の討論をします。

2000年にスタートしました介護保険制度は、3年ごとに介護保険事業計画が策定され、令和3年度から第8期の事業計画が実施され、提案されています。本予算案は2年目

になります。この第8期の介護保険料は、本市では第5段階、基準額は7万7,640円でありまして、第7期の介護保険料と比較して5,880円引き上げられました。介護保険料は、保険制度のスタート以来、改定ごとに引き上げられ、2町の合併時に介護保険料が統一されたときは4万7,400円でした。このときから比べると2倍近くになっています。

本市の介護保険料は、県下19市町と比べても極めて高いものとなっています。そもそも低い年金から徴収される介護保険料は、高齢者にとって大きな負担であることに変わりはありません。これにより生活が苦しいなどの理由で滞納も発生しています。

一方で、特別養護老人ホームなどの施設整備が追いつかず、待機者も多く発生しています。本市の場合、野洲慈恵会とすみれ苑の待機者は、令和2年度末で370名となっています。待機者は年々増えています。まさに保険あって介護なしと言わなければなりません。

低所得者の要介護者、待機者が自分が住み慣れた地域で住み続けられる施設は特別養護老人ホームでありまして、にもかかわらず入所がままならないのは介護保険制度の矛盾です。住み慣れた地域で安心して必要な介護が受けられる、そういう介護環境をつくることが市の責任だと思います。

繰返しになりますが、介護保険制度はこの間制度改悪を繰り返され、保険あって介護なしの実態が浮き彫りになっています。今、本市の高齢化率は年々増加しています。介護が必要になったとき、安心してサービスを受けることができるよう、介護保険事業の充実と改善を求めて、反対討論といたします。

次に、議第22号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例案は、令和3年8月の人事院勧告による期末手当の支給月数の引き下げに関し、国家公務員の期末手当が改定されることを受けて、本市の職員の期末手当についてもこれに準じて、正規職員の期末手当を0.075月分、再任用職員では0.05月分引き下げるというものです。

現在、コロナ禍の中で、市職員の皆さんの業務は通常にも増して増大しています。引き下げは、この職員の皆さんの努力に反するもので、業務に対する士氣にも影響するのではないかでしょうか。また、現在、国ですら企業に対して賃上げを要請している中で、これにも逆行するものです。さらに、コロナ禍から景気を回復させるためにも、期末手当の引き下げは地域経済にマイナスの影響を与えるものです。

よって、本条例改正に反対する討論とします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を2時45分といたします。

（午後2時29分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第29号について、第3番、石川恵美議員。

○3番（石川恵美君） 第3番、石川恵美でございます。

議第29号野洲市使用料条例等の一部を改正する条例に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の使用料条例等の見直しについては、栃木市政になって突然出てきたものではございません。前市政の平成30年10月に示された野洲市経営改善方針に基づくものでもあります。この方針作成の背景には、市の業務量が年々肥大化していること、財政硬直化が進み、経常収支比率や実質公債費比率等が高い数値で常態化していること、財政の健全化の堅持をするためにも積極的な歳入の確保を図る必要があり、この中の1つとして、使用料や手数料等の定期的な見直しを行い、受益者負担の適正化を図ることにより、施設の維持管理、サービス向上の財源確保を行うと明記されています。

また、翌年の令和元年8月にまとめられた野洲市経営改善アクションプランは、この経営改善方針に定める3つの都市経営の基本方針と6つの経営改善の基本方針に従い、具体的な取り組み内容、担当部署及びスケジュール等を定めるものです。経営改善方針、アクションプラン、いずれも取り組み期間は、令和元年度から令和5年度の5年間となっています。

このアクションプランによりますと、使用料や手数料の定期的な見直しとして、令和元年度に見直しに関する方針の策定、2年度にコスト計算の実施、見直し案作成、条例改正、市民周知まで行い、3年度には見直し後の料金徴収を行うというスケジュールになっておりました。このアクションプランの進捗結果も毎年公表されており、市のホームページで閲覧することができます。これによりますと、令和元年度は予定どおり進捗していると評価されますが、2年度では方針策定と見直し実施が遅れている、令和3年度に策定し実施しているところとの記載になっております。

なぜ、本来令和2年度にできているはずの見直し案作成、条例改正、市民周知が3年度

末の現在まで遅れたのか。コロナの影響があったかもしれませんし、他の事業との兼ね合ひだったのか。あるいは推察かもしれませんが、2年度には市長選挙が行われるので値上げは先延ばしにされたのか。いずれにしろ、本来前市長が提案しておくべきことが実行されずにきたため、やむなく、スケジュールからは1年遅れでありますが、今回、栢木市長になってから提案してきたということです。

さらに、今回の見直しに関しては、アクションプランに基づき綿密な原価計算を行い、値上げだけではなく値下げの部分もあり、利用実態に合わせた時間区分の変更等も行われるものであり、利用者である市民の側に立った見直しが行われているものであります。コロナで疲弊した現状に、なぜこの時期なのかという声もありますが、高齢化が進み人口減少も現実のものとなる中で、行政施策の継続を図るためにも財政の健全化は避けては通れないものでございます。また、ふるさと納税で予定以上の収入があり、先延ばしにしてもいいのではないかという声もあります。しかし、こういった予定外の収入は、財政調整基金をはじめ各種の目的基金に積み上げ、緊急事態や将来に備えることが財政の健全化というものだと思います。

使用料については、市内の公共施設等を利用する際の料金が主なものであります。当然市民の中においても、高い頻度で利用される方もあるれば、全く利用されない方もおられます。そのことから、原価計算に基づく原価に対して応分の負担をいただくことがむしろ公平であり、当然の原理であると考えます。もちろん自分の趣味やスポーツで使用される場合のほか、福祉や生涯学習の観点等で利用される場合もあります。従来からこれらの場合には減免措置等も講じられており、利用実態に合わせた適切な受益負担が図れるものと考えております。

また、貸館利用者の方にご意見をお伺いすると、「民間料金設定に比べたら格段に安価で利用させていただいている。そのことよりも、以前は設備が整わない中の活動はとても厳しかった。今は快適に活動させていただいている。利用者が少しでも負担をして、空調など快適な環境での活動を継続の持続ができるのならありがたいと思っている」とのご意見もいただきました。

以前は施設の修繕費などの確保も困難でしたが、今の市政になり対応できる範囲での改善もされており、利用者の声も反映できています。

市長は野洲市の施設に行かれた際には、ごく一部の市民の声だけではなく、いろいろな活動をされている多くの市民の皆様とよくお話をされているところをお見受けします。要

望に応えられることに関しては、真摯に対応されてこられたと感じております。それを踏まえての今回の改正に関しては適正であると考えます。

以上の論拠により、議第29号に参加する立場での討論いたします。

(「賛成する立場」の声あり)

○3番（石川恵美君） 賛成する立場での討論いたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第15番、橋俊明議員。

○15番（橋俊明君） 第15番、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております議第29号野洲市使用料条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

今回の使用料改正につきましては、今議会の一般質問において、令和元年度から行財政改革プランにより進めてきたものと説明されておりますが、負担が伴う市民への説明が実施されておりません。これは、新型コロナウイルス感染症まん延により、急遽説明会が中止となり、パブリックコメントによる意見聴取に終わっております。そして、最終的には市民の代表である議員の判断により議決に委ねるという進め方に強く違和感を感じます。先ほど述べましたとおり、負担者である市民への説明なり意見聴取は必然と考えます。

先日も担当者より、新年度になれば説明会は実施する旨の説明を受けましたが、そのときには使用料などは改定されている可能性もあることから、市民への信頼は失いかねません。最後の詰めの段階であることから、説明会実施後に議会に上程すべきであると、私はこのように考えております。

よって、今回提案されております議第29号野洲市使用料条例等の一部を改正する条例については、反対するものであります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、東郷克己でございます。

議第29号野洲市使用料条例等の一部を改正する条例案に賛成の立場で討論いたします。

使用料や手数料については、その額については正解のない難問であります。公的負担割合と利用者の負担割合は100あるいはゼロというのは事実上存在せず、どこのバランスがよいのか十分な検討と、なぜその割合となるのかといった市民への説明及び市民の理解が重要であります。

とかく利用料改定に当たっては値上げの印象が強く、また、それゆえに悪いことのように捉えがちでありますが、公共施設の利用料では、実際に利用するに当たって必要となる

費用の多くは公費、つまり税金で負担しており、これには利用者以外の多くの市民も負担していることになります。使用料とは市と利用者それぞれの負担のバランスをどこで取るかということであり、定期的にバランスの妥当性を検証し、必要に応じて上げ、または下げする改定が必要であると考えております。

なお、今般の改定に当たっては、市民説明会がコロナの影響とはいえ、後回しになってしまったことは大変遺憾であります。今後実施される説明会に当たっては、まず、周知を徹底し、丁寧な説明に努めることは最低条件であるということを付言して、賛成討論いたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第30号について、第9番、服部嘉雄議員。

○9番（服部嘉雄君） 第9番、服部嘉雄でございます。

議第30号野洲市手数料条例の一部を改正する条例に対して、賛成の立場で討論を行います。

先ほどの使用料条例等の一部改正の討論でも石川議員が申されました、手数料条例の見直しは、栃木市政になって突然出てきたものではございません。前山仲市政の平成30年10月に示された野洲市経営改善方針に基づくものでございます。

この経営改善方針の実行計画である野洲市経営改善アクションプランによりますと、先ほども説明されましたが、使用料や手数料の定期的な見直しとして、令和元年度に見直しに関する方針の策定、令和2年度にはコスト計算の実施、見直し案作成、条例改正、市民周知まで行い、令和3年度には見直し後の料金徴収を行うというスケジュールになっておりました。令和元年度は予定どおり進捗していると評価されていますが、令和2年度では方針策定と見直し実施が遅れている、令和3年度に策定し、実施しているところとの記載となっています。この手数料のほうも、本来、前山仲市長が実施されておくべきスケジュールから1年遅れで今回栃木市長が提案してきたということでございます。

遡って調べてみると、平成16年10月に両町が合併して野洲市が誕生しましたが、それからわずか2年後の平成18年10月には野洲市財政健全化計画が策定されています。前文の一部を紹介しますと、本市の財政は、財政構造の硬直化傾向が急激に進み、極めて厳しい運営を強いられています。これは、法人市民税を中心とした税収の伸び悩みや収入額の変動、地方交付税の大幅な削減、さらには、市債残高の増加などに起因します。その結果、平成18年度当初予算においては13億円を超える財源不足が生じ、緊急避難的に基金を取り崩すことによって対応しましたが、基金残高は枯渇寸前の状態にあります。合

併から僅か2年、合併特例債等の恩恵もあった時期においてこのような事態となり、それ以降については、財政健全化集中改革プランや行財政改革推進計画、さらに、今回の野洲市経営改善方針へとずっとつながっております。しかし、手数料の見直しにはあまり手をつけられておらず、十数年の間で部分的に見直されたにすぎないと考えております。やはり3年から5年に1回程度は点検して見直ししていく必要があったものではないかと考えます。

今回の見直しに関しては、使用料同様、アクションプランに基づき綿密な原価計算を行い、値上げだけでなく値下げの見直しもあり、適正な受益者負担割合を考えて行われるものであり、また、印鑑証明や住民票などにおいては、コンビニの端末を利用することで従来どおり格安で利用できるという、利用者である市民の側に立った見直しも行われているものでございます。

今回の手数料の見直しは、住民票や納税証明といった証明書類とごみの搬入手数料が大きなものでございます。当然市民の中においても、高い頻度で利用する方もあるれば、あまり利用しない方もございます。そのことから、原価計算に基づく原価に対して応分の負担をいただくことがむしろ公平であり、当然の権利であると考えます。

今回の改正によって、市民の家計を揺るがすほどの大きな影響があるものとは考えられませんが、本市の場合、このようなことからもし生活困窮等の問題に直面した場合であっても、市民生活相談室を中心に各課連携したセーフティネットが有効に働くものと考えます。行政施策の継続を図るためにも、財政の健全化は避けて通れないものであります。

以上の論拠により、議第30号に賛成する立場での討論いたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、東郷克己でございます。

議第30号野洲市手数料条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

使用料と同様、手数料の額は正解のない難問でございます。公的負担割合と利用者の負担割合は100もゼロも事実上存在せず、どこがそのバランスとなるのか十分な検討と、なぜその割合かといった市民への説明及び市民の理解が重要です。こうしたことから、市と利用者それぞれの負担のバランスをどこに取るか、定期的にその妥当性を検証し、必要に応じて上げ下げする改定が必要であります。

なお、市民説明会がコロナの影響とはいえ、後回しになりましたことは大変遺憾であります。今後実施される説明会に当たっては、まず、周知を徹底し、丁寧な説明に努めるこ

とが最低条件であるということを付言して、賛成討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第2号から議第11号まで及び議第17号から議第33号まで、令和4年度野洲市一般会計予算他26件の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めていますが、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議第2号から議第11号まで及び議第17号から議第33号まで、令和4年度野洲市一般会計予算他26件の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めていますが、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

まず、議第2号令和4年度野洲市一般会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第3号令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第4号令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号令和4年度野洲市介護保険事業特別会計予算について、採決いたします。  
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号令和4年度野洲市墓地公園事業特別会計予算について、採決いたします。  
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号令和4年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 号令和 4 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 8 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 9 号令和 4 年度野洲市水道事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 9 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 10 号令和 4 年度野洲市下水道事業会計予算について、採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 10 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 10 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 11 号令和 4 年度野洲市病院事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 11 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 11 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 17 号野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第17号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第18号野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第18号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第19号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第19号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第20号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第20号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第21号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第22号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第23号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第24号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第24号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

とに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第25号野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第25号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第26号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第26号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第27号野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第27号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第28号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第28号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号野洲市使用料条例等の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。よって、議第29号については、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第29号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議第30号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。よって、議第30号については、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第30号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議第31号名神高速道路跨道橋（里原橋）の撤去工事に係る協定の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第31号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第32号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第33号第2次野洲市環境基本計画の改訂について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第33号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第37号から議第40号まで及び決議第2号野洲駅前Bブロックでの野洲市民病院整備事業早期再開についての決議（案）を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第37号から議第40号まで及び決議第2号野洲駅前Bブロックでの野洲市民病院整備事業早期再開についての決議（案）を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第1、議第37号から議第40号までについて、令和3年度野洲市一般会計補正予算（第13号）他3件を一括議題とします。

事務局長が議案を朗読いたします。

田中事務局長。

○議会事務局長（田中千晴君） 朗読いたします。

議第37号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第13号）、議第38号工事請負契約に

について（総合体育館大規模改修工事（建築主体工事））他、その他案件1件。

議第40号野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めるについて。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

栢木市長。

○市長（栢木 進君） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、補正予算1件、その他2件、人事案件1件の合計4件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議第37号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第13号）については、繰越明許費を定めます。

内容としましては、民生費の社会福祉総務費において、長期化している新型コロナウィルス感染症の影響により様々な困難に直面した方々に対する給付事業の申請期間が令和4年9月30日までとなっている住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業などをはじめ、年度内に完了しない13事業について、総額で5億3,481万4,000円を翌年度に繰り越すものです。

議第38号及び議第39号工事請負契約について、ご説明申し上げます。

これらの議案は、令和7年に開催される国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の会場となる総合体育館において、大会の実施基準に適合するための改修を行うとともに、老朽化への対応のための改修を行うもので、去る3月10日に執行した一般競争入札の結果により工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものです。

まず、議第38号、総合体育館大規模改修工事（建築主体工事）について、入札の結果、請負金額4億3,813万円、請負人を株式会社笛川組取締役社長、高田盛介と定め、工事請負契約を締結するため、議決を求めるものです。

次に、議第39号、総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）について、入札の結果、請負金額2億2,467万5,000円、請負人を株式会社北中工業代表取締役、北中良樹と定め、工事請負契約を締結するため、議決を求めるものです。

議第40号野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めるについて、ご説明申し上げます。

川口副市長は、令和2年11月に副市長に就任され、1年5か月にわたりご活躍をいただいているところですが、ご勇退の申し出があり、令和4年3月31日をもって退任されます。

その後任として、令和4年4月1日から新副市長に佐野博之氏を適任者として選任することにつき、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

佐野氏におかれましては、平成13年4月に滋賀県に奉職されて以来、健康医療福祉部医療福祉推進課課長補佐、総合政策部企画調整課参事、文化スポーツ部文化財保護課文化財活用推進・新文化館開設準備室長などを歴任され、現在に至るまで地方自治発展のためにご尽力されています。

佐野氏は県職員として行政経験が長く、政策部門での実績もあり、事業遂行における実行力と調整能力が期待でき、本市の副市長として適任であると考えており、着実に市政運営を進めてまいりたく、副市長の選任について議会のご同意をお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日となります。

○議長（荒川泰宏君）　これより、ただいま議題となっております議第37号から議第40号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

小菅議員。

暫時休憩します。

（午後3時29分　休憩）

（午後3時36分　再開）

○議長（荒川泰宏君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

小菅議員。

○1番（小菅康子君）　第1番、小菅康子です。

議第40号野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めるについて、質疑をいたします。

提案は、現副市長の退任に当たり、新たに副市長を選任するものです。

1つ目に、いうまでもなく、副市長は市長とともに市政の運営に当たる最高責任者の1

人であります。この意味では、市長の施政方針、政策を共有されるべきものと考えます。この点で、市長は現在、市民病院整備について、市民や市議会の多くの議員、また、守山野洲医師会を含め、早期建設を進めてほしいとの要望に対して、熟考するとしていまだに方向を明らかにされません。この点で、今回の市長の提案は、市長の政治、政策方針と同じ姿勢なのか、共有されている方なのかどうかをお聞きします。

2つ目に、今申しましたように、この点では、市政運営は、市長、副市長はもちろん全職員一体で進められなければなりません。この点で、この間の市長の行政運営を見ますと、果たしてそうであったのかと懸念を感じています。市長の副市長選任に当たり、どのような市政運営をされようとしておられるのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小菅議員の野洲市副市長の選任についての質疑にお答えいたします。

まず、1点目の市長の政治、政策方針と同じ姿勢なのか、共有されている方なのかどうかをお聞きしますということでございますが、今日皆さんにご同意いただいた上で4月1日から就任していただきます。それからいろいろな形で政策のこととかそういうものを話し合ってまいりたいと思っております。

2点目のどのような市政運営をされようとしているのかということに関しましても、副市長と、新副市長と十分協議・相談をしながら市政運営を進めていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再度の質問になると思いますけれども、市長はこの間の市政運営に関して、やはり副市長はもちろん全職員一丸となって行政を進めていかなければならぬと思うんですが、その点が私は果たしてそうであったかというのを疑問に感じております。その点について、新年度に当たりどのようにお考えなのかを再度お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後3時41分 休憩）

（午後3時42分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小菅議員。質問を終わりますこと。

○1番（小菅康子君） 失礼いたしました。質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） ほかにご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第37号から議第40号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第37号から議第40号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第37号から議第40号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第37号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第13号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議第38号工事請負契約について（総合体育館大規模改修工事（建築主体工事））については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議第39号工事請負契約について（総合体育館大規模改修工事（機械設備工事））については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議第40号野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めるについて、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（多數起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第40号は原案のとおり同意することに決しました。

（追加日程第2）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第2、決議第2号野洲駅前Bブロックでの野洲市民病院整備事業早期再開についての決議（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第16番、岩井智恵子議員。

○16番（岩井智恵子君） 野洲駅前Bブロックの野洲市民病院整備事業早期再開についての決議の提案理由をいたします。

昨年5月28日の野洲病院整備事業特別委員会にて野洲駅前Bブロックでの新病院整備を表明されて以来、多くの予算と職員の労力、そして何より貴重な時間を投入してBブロック整備に取り組んでこられました。

今年に入り、一会派からの要望をきっかけに「熟考」と事業を中断され既に2か月以上が経過いたしました。

我々はあらゆる機会を捉え、病院整備は急務であると訴え、地域医療のパートナーでもある守山野洲医師会からも同様の要望が提出されてまいりました。その意見は顧みられることなく放置され、「熟考」は今も続き、無為に日々が失われているのが現状であります。

去る3月16日深夜には、宮城、福島両県を震度6強の地震が襲いました。本市の地震ハザードマップでも市内の多くが震度6に分類され、現市立野洲病院はほぼ6強の地域に位置しております。次年度、耐震調査費が計上されているが、抜本対策は建て替え以外にないことは、幾度も調査、検証されています。その他に、雨漏りや衛生面、病室の狭さなど様々な課題を抱え、現病院は「満身創痍」であり、治療を受ける患者さんや市民の健康を守るため、新病院の整備を早急に再開させねばなりません。

また一方、一日も早い駅前市民病院建設に期待をし、市立野洲病院の職員さんたちは毎日懸命に働いておられます。このことも受け止めねばなりません。

病院整備に関しては、様々な意見があるのは事実ですが、客観的なデータと検証により、本市が取り得る選択肢は駅前で整備するか、整備を諦めるかであります。市内に病院が必要と認める以上、駅前での整備が合理的判断であります。

以上、病院整備が急務であり、野洲駅前以外に選択肢がないという事実を踏まえ即刻Bブロックでの整備を再開されることが栃木市長の責任であります。その責任を全うされることを促すため、本決議案を提案いたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております決議第2号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

稻垣議員。

暫時休憩いたします。

（午後3時49分 休憩）

（午後3時55分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稻垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） すいません。それでは、決議書共同提出者で、7名の共同提出者になっていましたので、その中で前任期に同会派だった田中議員に対して質疑をさせていただきたいと思います。

田中議員とは、当初は、会派結成時は野洲駅南口と共に反対して、会派を結成してしましたよ。とにかく新聞紙面等でも南口には反対ということで書かれていましたし、最初は、最初の当初予算では組替え動議まで一緒にさせていただいたこともありますので、ちょっと今回指名させていただきました。

4点、ちょっと質疑させていただきたいと思います。

1点目は、この決議書の中にあります、上段6行目にあります「市の医療構想にも合致しない」と書かれていますが、これは具体的にどういうことを指しているのか、まずは1点目、説明を求めたいと思います。

2点目は、12行目にあります「病院整備については市長と議会が小異を捨て」とあるんですが、これは具体的にどういうことを指しているのか、説明を求めたいと思います。

3点目は、14行目にあります「さらに発展に向けた事業」とは、具体的にこれもどういうことを指しているのか、説明を求めたいと思います。

最後の4点目なんですが、提案理由の中で、下から7行目の中で、「本市が取り得る選択肢は駅前で整備するか、整備を諦めるか」とあるんですけど、この整備を諦めるとは具体的にどういうことなのかを説明を求めたいと思うんです。

田中議員は、これ、賛成者じゃなくて、共同提出者にはなっているので、きちんと答弁いただけるかと思うので、お答えを拝聴したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後3時59分 休憩）

（午後3時59分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

稻垣議員にご指名をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目、6行目の市の医療構想と合致しないとは具体的にどういうことか説明を求めるということですけれども、この市の医療構想というのもそうですけれども、そもそも駅前の整備構想の中でこの病院というものが位置づけられておることは分かりますよね。健康をテーマとして駅前をつくっていこうと、そういうことになっております。ということですので、今の駅前から離れていくということは、そうして市民の皆さんと積み上げてきた構想に反するのではないかという意味ですので、それで理解いただけると思います。

次、2点目、12行目にある「病院整備については市民と議会」……。

（「市長です」の声あり）

○2番（田中陽介君） 「市長と議会が小異を捨て」とは具体的にどういうことか説明を求める。これは、昨年のことと思い出してもらったらよく分かると思いますけれども、一番争点として争われていたのはAかBかです。市長本人がBブロックでされると言われたときに、議会の、もともとAブロックで我々は議決をしてつくっていくということまで決めましたので、当然それだけのエビデンスを持ってやってきたということがあります。その中でBブロックに変えていくというのでいろんな課題が出てくる。それがちゃんと解決できる一定の見通しが立つのであれば、それは考えることはできるんじやないかというような決議を出していたのもご理解いただけると思います。

その中で、駅前ということで早急にという、その王道といいますか、正道の部分に、細かい、手前か後ろか、ロータリー直結かそのちょっと後ろかというところは、もはやこの

時点においては小異ではないかということで、そこの部分については一定お互いに歩み寄って、まずは早期に今の老朽化した野洲病院に対する建て替えを実現していくことが必要ではないかというのが 2 点目です。

3 点目、14 行目にある「さらに発展に向けた事業」とは具体的にどういうことか説明を求める。これも、今までこの病院問題にどれだけこの市の職員、優秀な職員さんが充てられ、時間を使い、お金を使い、やってきたか、稻垣議員はこの長い期間、もう 3 期目でおられますので重々承知しておられると思いますけれども、もしそれが早期に解決できていればどれだけのことに着手できたか、どれだけの野洲の課題を解決して、さらに皆さんのが公共の福祉のためにいろんな事業を着手できたということを考えれば、これを早期に解決することが発展に向けた事業をいろんなことをやっていけるということにつながるでしょう。そういう意味合いなので、これもちょっと何が理解できないのかよく分からないんですが、これは 3 点目です。

この 4 点目、提出理由の「整備を諦める」ということ。これは、稻垣議員、いらっしゃらなかつたですかね。医師会との懇談会はいらっしゃらなかつたのであれですかねでも、また報告を読んでいただいたらと思うんですけども。やはりこの今までのあらゆるエビデンスとその関係者とのやり取りにおいて、選択肢というのはもう狭まっているのでね。これがまだ選択肢がたくさんある状況であれば、もう市長が熟考する必要なんてないんですよ。熟考、いつまでも解けないというのは、そのエビデンスに耐え得る次の選択肢が出せないから、いつまでたっても考えるしかできない。だから、それをいつまでやっていても、もうこれ、病院、今の現病院が、例えばお医者さんであるとか、建物もそうですよね。もう潰れてしまったら終わりですよ。そうなったときに、新しいこの整備の話、いつまでこれ、やっていけるのかと。もうこの今早急に必要なんだよと。この令和 7 年を目指してやると市長おっしゃっていましたから、それをやるのかどうなのか。やらないんだったらもうちゃんとえたほうがいいんですよというのを医師会の先生もおっしゃっていました。やはりこれだけの患者さんを預かってやっていくというような責任があることですから、そんないつまでたっても課題を先延ばしにしておくことは当然できませんよね。そういう意味で、しっかり決断を今、しなければいけない。そういう意味合いでの文言というふうに理解しています。

稻垣議員は本当は駅前でやるのが一番いいし、A ブロックでやるのが経済合理性には一番いいというのは私と一緒によく言っていた話ではあって。

(「そんなこと言ってません」の声あり)

○2番（田中陽介君）さっきちょっと何か……。

(「そんなこと言いません」の声あり)

○2番（田中陽介君）ですので、そういった小異を捨てて、しっかりとみんなで前へ進んでいきましょうよということを言っているのがこの決議案になりますので、まずは課題解決、しっかりとしていくのが筋だと思います。

以上、答弁とします。

○議長（荒川泰宏君）稲垣議員。

質問者に伝えます。質問以外のことを答弁者も述べないようにしてください。

○2番（田中陽介君）分かりました。

○17番（稲垣誠亮君）両方におっしゃられたんですね。だそうです。

田中議員、ありがとうございました。

再質問を。2回再質問できるんですよね。1点、1回目の再質問をさせていただきたいと思います。

今回この質疑をさせていただいたのは、最後の4番目の質問で、その提出理由の中で、「駅前で整備するか、整備を諦めるか」というふうに記載されているんですね。これはBでなければ、田中議員の先ほどの答弁を聞いていても、Bでなければ病院は要らないというふうにうかがえるんですよね。なので、これは、提案理由の中から、「駅前で整備する」というのはいいんですが、「整備を諦める」という1行については、提案理由の中から削除されるべきではないのかなと思うので、提出者である田中議員に対して再度、削除するほうがいいのではないかということに関して再度答弁を求めたいと思います。提案理由の下段から6行目ですね。

あとは、あと2点あるんですが、田中議員、よろしいですか。

1番目の質問の中で、「市の医療構想にも合致しない」ということに関して田中議員から答弁をいただいたんですけど、ということであれば、田中議員が議員になられたとき、当初組替え動議も出されていますが、当初は医療構想に僕は合致してないと思わないんだけど、合致していないものに賛成されたというふうに理解していいですかね。当初反対されていたので。そのところをもう少し答弁いただけたらと思います。

あと、「市長と議会が小異を捨て」ということで、妥協していこうというふうにうかがえたんですけど、例えば私のように、選挙公約で野洲駅南口以外というふうに個別具体的に

発言しているんですが、これも妥協していくことなのか。

以上、3点のところをちょっと、田中議員、お答えいただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後4時10分 休憩）

（午後4時10分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中です。

では、稻垣議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目、提出理由のところかと思いますけれども、本文ではなく理由の部分で、「野洲駅以外に選択肢がない」、その前ですね。「本市が取り得る選択肢は駅前で整備するか、整備を諦めるかである」という部分をおっしゃっているかと思います。

これは我々がいろいろ調べた上で、それ以外の今のところエビデンスがないということです。分かりますか。だから、エビデンスがないことを続けていくということは、いつまでたってもこれ、できないんです。いつまでたってもできへんことをいつまでたってもやるというのはもう不毛でしかない。なので、こういう書き方をしているということです。決議案についてはその部分は書いていませんので、これはあくまで提出者の考え方という部分で。そこに、僕も前から言っていたと思うんですけど、新たなエビデンスがあるなら出してくださいと言っているんですよ。稻垣議員たちの会派もそうですし、市長もそうですが、新たに他のところで造れるだけのエビデンスがあるのなら出していただけたらみんな検討できるんです。それが一切ないままに言われるから、これだったらいつまでもできないでしょうと。何がしたいんですかというのが我々の考え方です。

次が2点、私が最初に市長案ですかね、執行部案に反対したのは何だったのかというような質問だったと思いますけれども。

ちゃんと理解されてないと思いますけれども、僕は最初に、そういうれば、完全に僕の個人的なことなので、この場で話すのがふさわしいかどうか分かりませんが、うそをつかれるのも嫌なので言いますが、僕は基本的には今のある意味栃木市長と一緒に、あの時点では1回立ち止まって考えるべきであるという立場をずっと取っていました。それににおいて、真逆の意見も取り入れたい、賛成方だけじゃなくて反対方の意見を取り入れたいということで、稻垣議員や皆さんとの集まりにも参加させてもらっていましたし、當時担

当課だった方ともしっかり話し合いをさせてもらって両方の意見を聞いていく中で、私なりに納得ができた部分があったので、賛成に回りました。賛成に回った理由を皆様方の仲間方の集会にも参加してきっちと説明させていただきました。

(「僕は仲間と完全に一致しない」の声あり)

○2番（田中陽介君）　　はい。なので、私はちゃんと説明しておりますし、自分なりに理由を持っておりますので、何の問題もないかなと思っております。

3点目が何でしたかね。すいません、3点目、何でしたっけ。

(「市長と議会が小異を捨てのところで」の声あり)

○2番（田中陽介君）　　すいません、失礼しました。稻垣議員が公約で出されていることを、じゃ、曲げたほうがいいのかという話ですね。分かりました。

これ、非常に重要なとこだと僕は思っています。これはあくまで僕の個人的な見解ですけれども、市議会議員というのは首長とは違います。首長は自分の理念のもとにそれを実施していく、そういう理念を持ってされたらよろしいけれども、議会議員というのは合議機関、要は話し合いをして決めていく機関でありますから、それが例えばこの公約から私一つも動きませんよという人が18人集まつたらどうなりますかということですよ。それって何の意味もないですよね。そこで話し合って、じゃ、自分はどういうところでそれを支持しているのか、じゃ、それをすり合わせてお互い合意形成にどういうふうに至つたらいいのかというのをするのが議会であって、そのためには議員間討議での説明がしっかりと必要で、お互い理解をすることが必要。だから、想像に任せますとか、何かあなたが勝手に考えてくださいとか、そういうことじゃなくて、私はこう思っているんですよと、あなたはこう思っているんですかということをしっかりとやり取りした上で合意形成していくのがほんまの民主主義なんですよ。ただ単に多数決で当てはまっている分だけをがばっと取って他はもうほったらかし。そんな民主主義ってどう思いますか。意味ないですよね。

どういう政治がいいのか、どういう議会がいいのかということもしっかりと、稻垣議員ももう3期目でございますので、私、後輩でございますけれども、僭越ですけれども、しっかりと考えられたほうがいいのかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　質問者、答弁者に再度申し上げます。質問以外のことは述べないようにしてください。

稻垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 田中議員、ご丁寧にありがとうございました。「市長と議会が小異を捨て」というところは十分理解できましたので、私も田中議員を説得して、対話を試みていきたいと思います。

最後に3点目の再質問なんですが、田中議員はそういうことであれば、今後そのエビデンスが示され、完成度の高いエビデンスが示されれば、この提案理由の中では「整備を諦める」とありますが、今の答弁を聞きますと、完成度の高い対案が出てきた場合はそちらに賛成する可能性も含んでいる、残っているというふうに、仮定の質問で難しいんですが、出てきた場合は、賛成するというのはちょっとハードルが高いと思うので、検討する余地はあるのかどうか、最後にそれを聞きたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後4時16分 休憩）

（午後4時17分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、決議第2号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第2号について、討論に移ります。

討論はございますか。

益川議員。

暫時休憩いたします。再開を4時35分といたします。

（午後4時20分 休憩）

（午後4時35分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第7番、益川教智議員。

○ 7番（益川教智君） 第7番、益川教智です。

決議第2号野洲駅前Bブロックでの野洲市民病院整備事業早期再開についての決議（案）について、反対の立場において討論いたします。

市立野洲病院の老朽化はもはや待ったなしの状態であり、そのような中でご利用いただいている患者の皆さん、また、現場で働いていただいているスタッフの皆さんには大変申し訳ない思いであります。

現在、市民病院整備事業は、市長の突然の熟考により凍結された状態となり、はや2か月が経過しておりますが、病院の整備場所としては、これまで再三再四検証されてきた結果として、駅前以外に選択肢がないことは明らかであります。

私は昨年秋の選挙において、条例に定められているAブロックでの病院整備に向けた取り組みを公約の1つとして掲げ、前回の一般質問でも取り上げてまいりました。そのうち、栃木市長が進めてこられたBブロックにおける病院の基本構想、基本計画案が策定され、そこでは駐車場などの課題はありますが、基本理念や運営方針、収支計画等から、持続可能な病院運営の見通しが一定示されたように認識しております。

Aブロックでの病院整備には、コロナウイルスをはじめとする感染症対応の修正設計などが必要と考えられることから、事ここに至っては、早期整備の観点からBブロックにおける病院整備が優位であり、これを否定することは困難であると認識しています。

しかし、繰り返しになりますが、栃木市長の熟考により病院整備についての方針が凍結され、議会に対し何も提案がされておらず、また、議会の理解が得られないということを熟考の原因とされていたことに対して、10名が駅前での整備を求める要望書を提出しましたが、今まで栃木市長から駅前病院整備事業を進めるという表明はなく、もはや市長は駅前での病院整備の思いがないと言わざるを得ません。そのような中、今までAブロックでの病院整備を訴えてきた私が、率先してBブロックでの病院整備について賛成することができません。

ただし、先ほど申しました先だって提出した駅前整備という要望書の中で、広く駅前での整備、A、B問わずに駅前での整備を進めるということを決められたのであれば、それは認容するものであり、栃木市長の責務として地域医療の灯を絶やさぬよう速やかに熟考を解いていただき、駅前での病院整備を進めていただくことを申し添えまして、反対討論に代えさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

決議第2号野洲駅前Bブロックでの野洲市民病院整備事業早期再開についての決議(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、決議第2号は否決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 令和4年第1回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は、去る2月25日から本日に至りますまで29日間でした。令和4年度各会計予算をはじめ、多くの案件につきまして、慎重なるご審議の上、全てをお認めいただき、誠にありがとうございました。

本定例会での代表質問、一般質問、また、議案質疑を通じて、行財政改革や病院整備など様々な分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきましたが、これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かすよう努めてまいります。

議案におきましては、新年度予算や各条例をお認めいただきました。施政方針で申し上げました各分野に着実に取り組み、笑顔あふれるまちづくりを進めてまいります。

福祉医療の助成対象拡大におきましては、本年10月から開始に向けた準備を進め、子育て世帯への経済的支援及び子どもの保健の保持・増進を図ってまいります。

また、使用料・手数料の見直しにつきましても、都市計画税の課税実施と重なり、市民に一定のご負担をお願いすることは心苦しいところではありますが、ふるさと納税なども含めた自主財源の確保や徹底した行財政改革の推進に努め、健全な財政基盤を構築し、持続可能な市民サービスの提供につなげてまいります。

市民病院整備につきましては、皆様にはご心配をおかけしておりますが、野洲市の将来を見据えた上で、できるだけ早く、早期に結論を出してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスのワクチン接種では、現在3回目の接種を順調に進めておりますが、

国では4回目の接種も取り沙汰されております。国の動向を注視しながら円滑な接種体制の構築に備えるとともに、アフターコロナを見据え、市民の皆様の暮らしを支える施策に取り組んでまいります。

また、川口副市長が今月末をもって退任されますが、4月からは本日選任のご同意をいただきました佐野副市長と共に、職員と力を合わせ、5万市民の福祉の向上と市の発展のために鋭意取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、議員の皆様には、年度末何かとご多忙のことと存じますが、引き続き市の発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、川口副市長から発言を求められておりますので、これを許します。

川口副市長。

○副市長（川口逸司君） 議長のお許しを得ましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

私、川口は、この3月31日をもって野洲市副市長を退任させていただくことになりました。約1年5か月という期間でありましたが、全員協議会でも少し申し上げたとおり、市政推進の一定の方向づけができたことなど、私にとりましてはとても充実した実りの多い仕事をさせていただいたと感じております。これも市議会議員の皆様をはじめ、栃木市長、市職員の皆さん、いろんな立場から市の行政に関わってくださる多くの皆さん、そして、市民の皆さんのおかげであると思っております。ありがとうございました。

まだまだ野洲市には解決すべき課題が山積しております。議員の皆様方におかれましては、市の将来を見据えて、野洲市の発展と課題解決に向けてさらにご尽力いただけるものとご期待申し上げますとともに、今後のご健勝とさらなるご活躍を祈念して、御礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 川口副市長にあっては、野洲市の発展と福祉の向上にご尽力を賜り、ありがとうございました。心から御礼申し上げます。

以上をもちまして、令和4年第1回野洲市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。（午後4時46分　閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年3月25日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 津村俊二

署名議員 益川教智